

事業名	中小企業集団指導助成費		
細事業名	中小企業労働施策アドバイザー設置事業費	財務コード	105603
担当部課室	産業労働 部 労政雇用 課 労政 担当 (内線)	4807	

事業の概要

実施期間	始期 S52 年度 ~ 終期 年度
実施主体	県(直営)、県(委託)
事業の目的	だれ(何)を対象に 中小企業事業主 その対象をどのような状態にして 「中小企業労働施策アドバイザー」の周知・啓発等により、労務管理等に関する理解が深まることで、働きやすい職場環境づくりに向けての改善意識が醸成されている 結果、何に結びつけるのか 勤労者の働きやすい職場環境の形成
事業の内容 主にH27年度	中小企業労働施策アドバイザーが企業を訪問し、労働関係法令又は各種労働施策の紹介・広報及び労務管理又は労働福祉等に関する助言・指導を行うことで、労務管理の改善及び労働福祉の向上による働きやすい職場環境づくりを推進する。 1 アドバイザーについて (1) 県(労政雇用課) 1名(週5日) (2) 山梨県中小企業労務改善団体連合会(労改連) 1名(年間72日) 2 具体的な取組 (1) 県アドバイザー ア 労働関係法令又は各種労働施策等の紹介・広報等 イ 働きやすい職場環境づくりに向けた周知・啓発等 ウ 労務管理又は労働福祉に関する助言・指導等 エ 業況・景況等に関する情報収集 (2) 労改連アドバイザー 上記ア～ウ
根拠法令等	労働時間等の設定の改善に関する特別措置法、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等、中小企業集団指導事業実施要領

事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と 目標の実現度	26年度	27年度		28年度	29年度	事業目標の考え方
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値	
活動指標 企業訪問等の 活動件数 (上段:県アドバイザー、 下段:労改連アドバイザー)	411件 88件	500件 90件	457件 87件	462件 88件	443件 87件	活動指標 目標設定の考え方 ・H27目標値はH24～H26実績値の 平均、H28見込値はH25～H27実績 値の平均、H29目標値はH26～H27 実績値及びH28見込値の平均 データの出典等 中小企業労働施策アドバイザー活動 記録簿
	活動指標達成率 (実績値/目標値)		92.2 %			
成果指標 成果指標達成率 (実績値/目標値)						成果指標 目標設定の考え方 データの出典等
決算額又は予算額 (千円) うち一財額	3,084 3,084	3,098 3,098	3,103 3,103	3,103 3,103	3,103 3,103	成果指標によらない成果
所要時間(直接分)	30 時間	30 時間	30 時間	30 時間	30 時間	労働関係法令又は各種労働施策の紹介・広報及び労務管理又は労働福祉等に関する助言・指導により、労務管理の改善及び労働福祉の向上による働きやすい職場環境づくりの推進に寄与している。 また、業況や景況等の把握にも努める他、県事業への取組や協力について依頼や調整を行う等、県と企業を繋ぐパイプ役として重要な役割を果たしている。
所要時間(間接分)	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	
所要時間計	30 時間	30 時間	30 時間	30 時間	30 時間	
人件費コスト 単位:千円 (@2,044円×所要時間)	61	61	61	61	61	

これまでの事業の見直し・改善状況

<平成16年度> 計画的な労務管理改善の巡回指導を行うこととした。
 <平成22年度> 訪問実績の向上を図るため、訪問計画の見直しを行った。
 <平成25年度> 一回当たりの訪問時間を増やし、企業から業況等について情報収集することとした。

活動量と成果の判断(平成27年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか (「活動指標の達成率」等から事業の活動量を判断)

数値判定	活動量に係る一次評価	活動量に係る一次評価の考え方	数値判定と一次評価が異なる場合等に記載すること
H27年度活動指標の達成率			
b	b		

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上) b: 予定どりの活動量がある(80%以上120%未満) c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)
d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)

(2) 事業は意図した成果を上げているか (「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)

数値判定	成果に係る一次評価	成果に係る一次評価の考え方	必ず記載すること
H27年度成果指標の達成率			労働関係法令又は各種労働施策の紹介・広報及び労務管理又は労働福祉等に関する助言・指導等について、直にコミュニケーションを取ることができるアドバイザーの存在は、中小企業の事業主にとって有益な存在であり、企業における働きやすい職場環境づくりの一助となっている。
	b		また、訪問企業から聴取したリアルな業況感・景況感を月ごとに訪問記録として取りまとめる他、産業労働部全体や他部局の事業についても精力的に周知活動を行っており、企業のワーク・ライフ・バランス取組実績(3社)を上げる等、県と企業を繋ぐパイプ役としても重要な役割を果たしていることから、意図した成果はほぼ上げている。

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上) b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満) c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満) d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)

見直しの必要性(平成29年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部局評価結果)		
見直しの必要性	説明	以外の判断項目
無	<p>事業創設時、中小企業の労務管理の改善は国を挙げて取り組んでおり、県内企業のほとんどが中小企業である本県では極めて重要な課題であったことから、各種労働施策の周知・啓発等を目的としてアドバイザーを設置。</p> <p>事業創設時より働きやすい職場環境の改善は進んだものの、育児・介護休業法や女性活躍推進法等、近年、労働関係法の改正や施行が相次いでおり、引き続き中小企業への周知・啓発等が求められていることから、アドバイザーの設置は必要である。</p> <p>また、企業訪問の際には、労働施策の周知のみならず、企業局が実施する電力供給ブランド「やまなしパワー」や県民生活・男女参画課の実施する「子育て応援・男女いきいき宣言」企業の募集等、広く県施策の周知を行っており、その結果、訪問企業からの申請や取り組みに結びつくなど、効率的な事業執行に努めるとともに、実績をあげている。</p>	

・「以外の判断項目」の欄

a: 目的の達成 b: 新たな課題への対応 c: 対象の変化 d: ニーズの変化 e: 法律・制度の改正 f: 民間等実施 g: 市町村等へ移管 h: 外部委託
i: 経費節減 j: 類似事業と統合・連携 k: 所要時間の縮減 l: プロセスの改善 m: その他

二次評価(担当部局再評価結果) 行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価

見直しの必要性	説明	以外の判断項目

・「以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする

見直しの方向(平成29年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等	「見直しの必要性」と「見直しの方向」が異なる場合は、その理由も記載すること
<p>予算要求時に記入</p> <p>予算編成後に修正等</p>		

見直しの方向は、「廃止」「一部廃止(施設については「譲渡」)」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること
見直しがない場合は「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること

自主点検シート(事業の内容及び所要時間)に関する附属資料

様式2

所属名 : 労政雇用課

細事業名 : 中小企業労働施策アドバイザー設置事業費

調書番号 : 9

事業の内容を 細分化した 業務名	具体的な業務 プロセス(手順)	業務の 時期 (フロー)	H27 所要 時間 (h)	H28 所要 時間 (h)A	H29 所要 時間 (h)B	縮減等 B - A	具体的業務の 見直しの内容	見直しに至った理由等 (又は見直しなしの理由等)
1 雇用等に係る事 務処理 (~ は労改 連アドバイ ザー、 は県ア ドバイザーに係 る業務)	支出負担行為 作成	4月	2	2	2	0	なし	必要最小限の時間で業務を実施しているため
	実績の確認	翌3月	2	2	2	0	なし	必要最小限の時間で業務を実施しているため
	委託料支払	翌4月	2	2	2	0	なし	必要最小限の時間で業務を実施しているため
	給与、手当等支 給事務	毎月	24	24	24	0	なし	必要最小限の時間で業務を実施しているため
(小計)			30	30	30	0		
2						0		
						0		
						0		
						0		
						0		
(小計)			0	0	0	0		
3						0		
						0		
						0		
						0		
						0		
(小計)			0	0	0	0		
所要時間 (計)			30	30	30	0		

(留意事項)

- 1 事業を細分化した業務名は、事務事業を構成する業務ごとに細分化し、その業務名を記載すること。
- 2 具体的な業務プロセス(手順)は、できる限り多くのプロセスを記載すること。
- 3 業務の時期は、業務のフローがわかるように具体的な業務プロセスごとに記載すること。(毎月、四半期ごとの業務等は、その1サイクルの期間を記載すること。)
- 4 各年度の所要時間(計)は、事務事業自主点検シートの「事業の目標、実施状況等」の「所要時間計」と一致すること。
- 5 具体的業務の見直しの内容は、わかりやすく簡潔に記載すること。(県民から見て分かりやすい表現とすること。)なお、見直しがない場合は、「なし」と記載すること。
- 6 見直しに至った理由または見直しなしの理由は、詳細に記載すること。(具体的な業務プロセスごと、または細分化した業務ごとに記載すること。)
- 7 適宜、業務内容に合わせ、行を加除して記載すること。(複数ページ可)

○ 中小企業労働施策アドバイザー設置事業費について

1 事業創設の経緯

中小企業では、大企業に比べて労務管理の改善に向けた取組が遅れていたため、国では、地域や業種ごとに労務管理の改善に取り組む中小企業集団を育成集団に指定し、「中小企業福祉事業費補助金」の交付を通じて、その指導・育成を図ってきた。県内企業のほとんどが中小企業である本県では極めて重要な課題であったことから、各種労働施策の周知・啓発等を目的としたアドバイザーを昭和 52 年に設置した。

2 概要

(1) アドバイザーについて

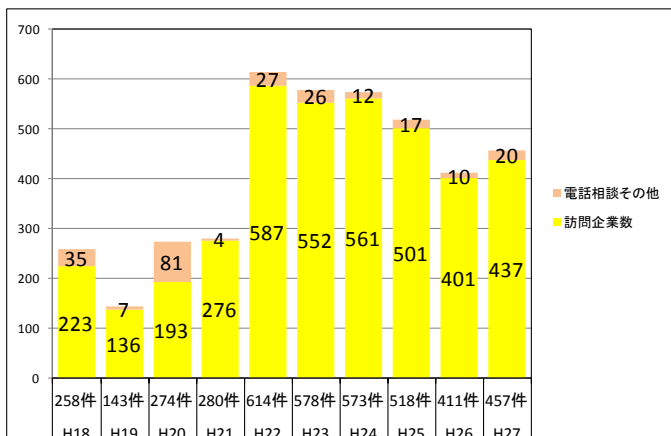
中小企業労働施策アドバイザーが企業を訪問し、労働関係法令又は各種労働施策の紹介・広報及び労務管理又は労働福祉等に関する助言・指導を行うことで、労務管理の改善及び労働福祉の向上による働きやすい職場環境づくりを推進する。県（労政雇用課）及び中小企業労務改善団体連合会（以下「労改連（※）」と表記）にアドバイザーを 1 名ずつ設置している。

(2) 活動内容

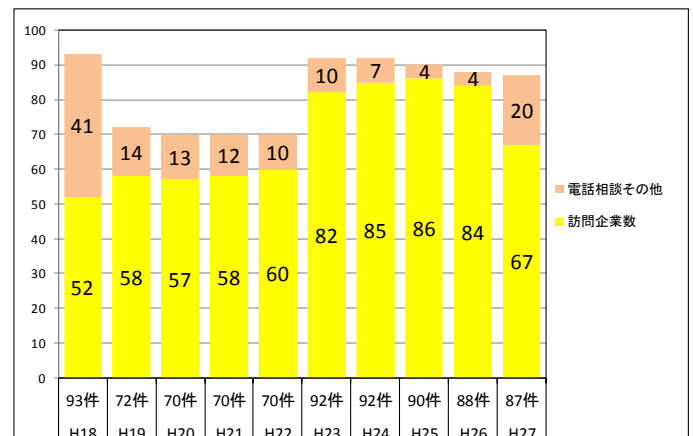
訪問企業の実情に応じた相談支援、優良事例の紹介、労働関係施策又は法令改正の概要説明、各種助成制度の活用に関するアドバイス、就職セミナーや合同説明会の案内、企業情報の収集等

	県アドバイザー	労改連アドバイザー
実施主体	県(直営)	県(委託)
設置箇所	県(労政雇用課)	労改連(中小企業団体中央会内)
人員数	1名(非常勤嘱託)	1名
勤務日	週5日	年間72日
主な訪問先	労改連に属さない企業(建設業、製造業、医療・福祉業等)	労改連に属する企業(商工会、運輸業、サービス業等)
主な業務	1 労働関係法令又は各種労働施策等の紹介・広報等 2 働きやすい職場環境づくりに向けた周知・啓発等 3 労務管理又は労働福祉に関する助言・指導等 4 業況・景況等に関する情報収集	左記1～3
H27活動実績	457件(81.0%)	87件(19.0%)

県アドバイザー実績(H18～H27)



労改連アドバイザー実績(H18～H27)



※ 「労改連」とは

労働力の確保、労働時間の管理、安全衛生管理、労働福祉の向上など、労務管理の改善に向けた取組を積極的に行う中小企業集団を会員とする連合会であり、昭和 51 年 4 月に設立された。現在では、全 17 集団（2,458 企業、従業員 24,113 人）が活動しており、山梨県中小企業団体中央会（以下「中央会」と表記）内に事務局が設置されている。県内中小企業における働きやすい職場環境づくりを進める上では、こうした労務管理の改善について意識の高い団体にアドバイザーを設置し、傘下企業に対して労働関係法令又は各種労働施策の紹介・広報及び労務管理又は労働福祉等に関する助言・指導を行うことで、労務管理の改善に向けた取組をより一層活発なものにしていく必要がある。

3 アドバイザーの必要性

次の理由により、アドバイザーの設置は必要である。

- (1) 労働関係法令に定められている地方公共団体の役割（法令又は労働福祉施策の広報・普及及び啓発等（別紙参照））を果たす必要がある。
- (2) アドバイザーが直接出向き、中小企業に対して法令制度等の改正内容を説明し、法改正の内容や趣旨等について理解を促すことができる。
- (3) 企業訪問により、働きやすい職場環境づくり（多様な働き方制度の導入やワーク・ライフ・バランスの推進等）に関する先進的事例を紹介することができる。
- (4) アドバイザーが県と企業の接点になっており、施策要望や景況感等に関する企業の生の声を聴取することができる。
- (5) 県が実施する労働関係事業の募集等、広く県施策の周知・広報を行っている。

※ 国(山梨労働局)では本事業のようなアドバイザーを設置していない。

4 今後の事業展開

育児・介護休業法や女性活躍推進法等、労働関係法の改正や施行が相次ぐ中、県内企業の理解を促し、働きやすい職場環境づくりに向けた改善意識の醸成等を図り、県内企業の働きやすい職場環境づくりをより推進していくことが求められている。

特に中小企業・小規模企業の働きやすい職場環境づくりについては、アドバイザーの企業訪問を通じ、県が引き続き支援を行う必要がある。

また、国の「まち・ひと・しごと創生基本方針 2016」においても、子育てしやすい環境整備等についてアドバイザーが企業に直接出向き、積極的に相談支援等を行う「アウトリーチ支援事業」の推進を図ることとされており、今まで以上に各種助成措置に関するアドバイス等について、労働局との連携を強化していくことを検討している。

参考（労働法における地方自治体の役割）

○ 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法

（国及び地方公共団体の責務）

第3条2項 地方公共団体は、前項の国の施策と相まって、広報その他の啓発活動を行う等労働時間等の設定の改善を促進するよう努めなければならない。

○ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

（関係者の責務）

第4条 事業主並びに国及び地方公共団体は、前条に規定する基本的理念に従って、子の養育又は家族の介護を行う労働者等の福祉を増進するよう努めなければならない。

（相談、講習等）

第31条 国は、対象労働者に対して、その職業生活と家庭生活との両立の促進等に資するため、必要な指導相談、講習その他の措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるよう努めなければならない。

○ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律

（国及び地方公共団体の責務）

第4条2項 地方公共団体は、前項の国の施策と相まって、短時間労働者の福祉の増進を図るために必要な施策を推進するよう努めなければならない。

○ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

（啓発活動）

第3条 国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

○ 次世代育成支援対策推進法

（国及び地方公共団体の責務）

第4条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念（次条及び第7条第1項において「基本理念」という。）にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

中小企業集団指導事業実施要領

(目的)

中小企業においては、生産年齢人口の減少や労働者の高齢化が一層進展する中、従来の就業システム等の見直しや魅力ある職場の創出、また、労働者一人ひとりが意欲的に働くことができ、個性や能力を十分に発揮できる環境の整備が求められている。

このため、中小企業の労働環境や就業環境の改善に関する相談・指導等を行うことにより、中小企業の労務改善を図っていくものである。

(事業内容)

次の事業を行うものとする。

(1) 中小企業労働施策アドバイザーの設置

日頃労働相談に行けない中小企業の事業主に対し、職場を訪問し、労働相談や助言、各種労働施策普及・広報等を行う。

(2) 活力ある職場づくり推進運動山梨県大会の開催

中小企業が労働者にとって働きがいと生きがいを感じることでできる活力ある職場となるため、労務改善への自主努力の働きかけを目的に大会を開催する。

大会には、中小企業における労務管理改善の気運を醸成し、その取り組みを促進させる契機となるような内容を盛り込むこととする。

(委託先)

中小企業の労務改善のために積極的に取り組んでいる、山梨県中小企業労務改善団体連合会に業務委託するものとする。

委託費の使途は別添「委託事業費目内訳書」による。

(実績報告書)

実績報告書には、次の書類を添付するものとする。

中小企業労働施策アドバイザーの活動実績及び活動内容の分かる書類
活力ある職場づくり推進運動山梨県大会の開催内容の分かる書類

委 託 事 業 費 目 内 訳 書

事業項目	費 目	個別内訳
中小企業労働施策アドバイザー	アドバイザー謝金	週2日×36週
活力ある職場づくり推進 運動山梨県大会開催	会場借上料	
	印刷製本費	
	消耗品費	
	通信運搬費	

中小企業労働相談所と中小企業労働施策アドバイザーについて

	中小企業労働相談所	中小企業労働施策アドバイザー	
		県アドバイザー	労改連アドバイザー
実施主体	県(直営)	県(直営)	県(委託:労改連)
設置箇所	県(県民生活センター)	県(労政雇用課)	労改連(中小企業団体中央会内)
人員数	2名(非常勤嘱託1名、専門員1名)	1名(非常勤嘱託)	1名
勤務形態	週5日	週5日	年間72日
主な業務	労働相談 (労使関係の安定に資すること、労使紛争の予防に関する こと、労働条件に関すること等)	1 労働関係法令又は各種労働施策等の紹介・広報等 2 働きやすい職場環境づくりに向けた周知・啓発 3 労務管理又は労働福祉に関する助言・指導等	
主な対象	使用者又は労働者	中小企業事業主 労改連に属さない企業(建設業、製造業、医療・福祉業等)が中心	中小企業事業主 労改連に属する企業(商工会、運輸業、サービス業等)が中心
H27活動実績	121件	457件	87件

中小企業労働施策アドバイザーを ご存知ですか

～労働管理の改善、労働福祉の向上を支援します～

中小企業労働施策アドバイザーは、山梨県産業労働部労政雇用課に所属し、労働管理の改善に関するアドバイス等を無料で実施します。秘密は厳守しますので安心してご利用下さい。

主な活動内容

・ 労働管理又は労働福祉に関する助言・指導等

労働管理、労働福祉に関する問題や課題に対して指導や助言を行います。場合によっては、関連機関のご紹介をさせていただきます。

・ 各種助成金制度のご案内

どんな助成金制度があるか、また、受給方法等についての疑問にお答えします。

例：雇用の維持、再就職支援、雇用機会の創出、トライアル（試行）雇用、創業支援、能力開発助成、介護労働者雇用、育児・介護休業の推進など

・ 労働関係法令又は各種労働施策等の紹介・広報

労働関係法令や制度等に関する説明の他、国や県等の各種労働施策の紹介をさせていただきます。

・ 働きやすい職場環境づくりに向けた周知・啓発等

不安定な就労形態や長時間労働等により、労働者は仕事と生活の調和が図れない等の問題を抱えています。そこで、ワーク・ライフ・バランスを実践する上で取り組みやすい事例や、県内企業の先進事例、取り組みの進め方等をご案内します。



詳細は下記までお気軽にお問い合わせ下さい。

山梨県産業労働部労政雇用課労政担当
TEL: 055-223-1561 FAX: 055-223-1564
e-mail: rosei-koy@pref.yamanashi.lg.jp